

資料 7：日進市男女平等推進状況報告書（令和 5 年度）に対する事前意見一覧

施策 NO.	箇所	ご質問・ご意見	事務局の回答	担当課
2	人権相談について	相談件数、及び、相談の内容について教えて頂きたい。なお、相談の内容は、事例が特定できない程度に抽象化した回答で結構です。	人権相談については、国からの委嘱を受けた人権擁護委員が相談にあたっており、日進市は必要に応じて情報提供を受ける実施形態となっています。そのため、内容についてはお答えが難しいですが、毎月実施ができるよう、環境整備に努めています。	市民協働課
3	予定	人権教育は、人権週間に行うものではなく、実際に日常的に行われています。 予定の文言に、「人権週間を、人権教育を重点的に実施する場とし…」などの言葉を付記すると誤解がないと思います。	令和 6 年度の予定を「人権週間を、人権教育を重点的に実施する場とし、校長講話、児童集会、学級活動、人権教室等、各学校で人権の意識を高めるさまざまな取り組みを実施する。」と変更します。	学校教育課
7	各課からの問い合わせに対して、表現指針に沿った表現を心がけてもらう旨を伝えた。 職員掲示板を活用し、表現指針の活用を各課に呼びかける。	大学の職員教育の中で、文科省使用の表現方法、用語定義を全体研修の中で行なわれたことがある。 まずは各省庁の用語・用法の中にジェンダー系の用語も取り交ぜて行うようにする。 （大学で使用していた文科省を基準とした用語・用法について、上位者は現在使用されている用語が以前と違っていることを認識していないこともあったため、上位機関に上げる報告書を作成する際に、あるいは学生に周知する際に齟齬をきたすことがあった←後日、修正を要した） 以前から（昔、古い）認識を持つ部課長研修を皮切りに、主任クラス、新人研修の順で行うとスムーズに行くとと思われる。	近年の社会的なジェンダー平等への意識の高まりが影響してか、近年職員における表現指針の認知度は、高まっているように感じます。今後も、研修や職員掲示板を通じて発信を続けていきます。	市民協働課
9	新規採用職員を対象とした男女共同参画研修について	講師、及び、研修の具体的な内容を教えて頂きたい。	NPO法人参画プラネットに講師を務めていただきました。男女共同参画に関する基本情報だけでなく、男女平等推進プランに関連して日進市の政策を考えるグループワークを実施しました。	市民協働課
12	6 年度予定 市民意識調査を実施する予定	意識調査が、どういう人たち（年代・立場等）に対して、どんな取組をしていくと男女平等をより推進していくことができるか等、調査結果を実際の具体的な取組に生かしていくことを前提にして調査を工夫されると実施の意義が高まると思います。そういう意識調査であれば、各課が考える改善策の視点（現状のたらないところ）が見えやすくなると思います。	市民協働課で実施する男女共同参画に特化した市民意識調査は 5 年おきに実施、企画政策課で実施する市民意識調査は 2 年おきに実施しており、より細かい意識変化の推移を見ることができます。啓発物の作成や男女共同参画イベントでの資料作成時等で活用していきます。	企画政策課
13	分析評価	ある参加者の意見で、分析評価をすることに無理があると思います。	参加者の意見は、抽出の意見ではありますが、実際に女性の活躍を進めるために必要なジェンダーの視点について講義を行っており、参加者の意識の向上につながったと考えられます。	学校教育課
16	分析評価	内容がうまく理解できません。	以下のように文言を修正します。 モデル校事業の中で、男女共同参画川柳・標語など男女平等の視点を確保した取り組みが推進されているが、近年の講演会等の事業では「性の多様性」や幅広く「人権」をテーマにした内容が多く、「男女平等」がテーマとなる内容は少ない。	市民協働課

資料 7：日進市男女平等推進状況報告書（令和 5 年度）に対する事前意見一覧

施策 NO.	箇所	ご質問・ご意見	事務局の回答	担当課
16	ジェンダーの無意識の思い込みを踏まえた教育現場での児童・生徒への取り組み	人権・男女共同参画モデル校が特に小学校が増加すれば、幼いうちから男女間の意識格差をなくしていくことができると思われる。	モデル校事業は、すべての小中学校で一定の取り組みを実施することを目的としているため、どの小中学校も 4 年間で必ず 1 年はモデル校となります。今後も取り組みを続けていきます。	市民協働課
22	女性委員がない審議会は無かった。全体の女性登用率は上昇し、長期目標の40%へ近づいた。	女性登用率の増加を促進すること 地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等については登用時の制約等もあると考えられるので、今以上に女性の登用を促進するための方策として、まずは「地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の女性の登用」の審議会・委員会への女性登用数を増加させるように働きかける。 ついでに女性登用30%以下の審議会・委員会に対し、各会とも1人ずつ増やすように要請する。 特に女性登用率が30%以下の審議会・委員会について、女性委員が1人ずつ増加すれば14人増えることになる。	ご指摘のとおり、まずは「地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の女性の登用」を積極的に進めています。各課等にも目標値に満たず委員を選任する場合には、特に団体推薦において、長に限らず柔軟な委員登用を求めています。男性委員が推薦されることが多いのが現状です。今後も、特別の決まりが無い場合には、長に限らず幅広い人材から選任をいただくよう働きかけていきます。	市民協働課
39	内容・実績・6年度予定	取り組む内容と、実績・分析評価・6年度予定とがどのようにつながっているのでしょうか。	分析評価に、以下の記載を追加します。 「定期的な改修工事が保育園の環境改善に寄与することから、今後も引き続き工事等を適宜実施しながら、よりよい環境整備に努めていく必要がある。」	こども課

施策 NO.	箇所	ご質問・ご意見	事務局の回答	担当課
49	乳がん検診、子宮ガン検診、骨粗鬆症 健診の受診率について	「申込みがしやすい体制の強化」にもかかわらず、受診率、受診者数の増加が見られない。受診率、受診者数の増加に向け、検討している事柄があるか。	がん検診の受診率は、対象者は全住民、受診者は市の検診を受診した人の割合で算出しております。そのため、市の検診ではなく、会社等でがん検診を受診した場合には受診率に反映されず、国の目標値である受診率50%には届いていない状況です。 市では、がん検診の受診率向上のため、以下の取り組みを実施しております。 ＜引き続き実施していく取り組み＞ ・40 歳以上及び節目年齢者にごがん検診等受診券や集団がん検診申込書を送付（国保及び後期高齢者は特定健診通知に同封）。 ・30 歳から60 歳までの節目年齢者に勧奨通知を送付。 ・電子申請での申し込みの実施（案内等に Q Rコード記載） ・集団がん検診のキャンセル・日程変更を電子申請にて受け付け。 ・30 代さわか健診とがん検診受診券を一体化し、どちらかを申し込みば両方の受診券が届くよう申し込みを簡素化した。 ・節目成人歯周病検診の案内にごがん検診の案内を同封して送付（20 歳・25 歳）。 ・乳幼児健診の機会に、乳がん・子宮がん検診についての啓発チラシを配布。 ・包括連携協定を締結している企業等（第一生命・日本生命・明治安田生命・スギ薬局）と連携して周知。 ・集団がん検診は、保育士等による託児を実施。土曜日の日程を年 3 回設定。 ＜令和 6 年度の新たな取り組み＞ ・保健事業と介護予防の一体的実施事業として、介護保険料納入通知に骨粗しょう症に関するチラシを同封して送付。	健康課
64	5 年度予定・6 年度予定	内容が同一です。 分析評価を基に、6 年度の改善策を検討してはどうでしょうか。	令和 6 年度予定に、以下の記載を追加します。「訓練時に市民へ防犯ブザーを啓発品として配布し、避難所でも自らの身を守る行動が必要なことを呼びかける。」	防災交通課
67	D V 防止に関する職員研修について	講師、及び、研修の具体的な内容を教えて頂きたい。	ウィメンズカウンセリング名古屋YWCAに講師を務めていただきました。DVに関する基礎知識のほか、ケースを用いた検討ワークを実施しました。	市民協働課
69	D V 被害の相談、支援について	他機関との具体的な連携の内容。一時保護に繋がったケースがあったか。	一時保護施設や母子生活支援施設への入所、警察、県の女性センターや転出先自治体へつなぐなどしました。	子育て支援課
DV 関係		昨今、DVは女性だけのことではないといわれています。そのことを念頭に置くことも大切だと思います。	ご指摘いただいたとおり、男性DV被害者についても念頭にいった取り組みが必要だと考えます。現在は、男性DV被害者ホットラインの案内、啓発カードの設置等の取り組みを実施しています。	市民協働課